

Ha:mo RIDE利用規約

第1章 総則

第1条（規約の適用）

本規約は、ユーピーアール株式会社（以下「弊社」といいます。）が運営する「Ha:mo RIDE」カーシェアリングシステムに関する、弊社との間の一切の関係について適用されるものとし、同システムの利用申込みをする者及び利用申込みを承諾された者は、同システムの利用にあたり、本規約に従います。

- 2 本規約に定めのない事項については、法令及び一般の慣習によるものとします。
- 3 弊社は、本規約の趣旨、法令又は一般の慣習に反しない範囲で特約を設ける場合があり、この場合には、本規約にかかわらず、当該特約を優先して適用するものとします（以下において「本規約」という場合には、特約を含みます。）。

第2条（定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ以下に定める意味で、用いられるものとします。

(1) 会員

本規約に従って、本システムの利用が可能な地位を取得するための登録を申し込み、弊社がこれを承諾した個人。

(2) 本システム

弊社が会員に対して、会員の登録期間中、本規約に定められた条件で、弊社が指定する Ha:mo RIDE 車両を弊社が別に定める料金表に記載の料金で貸し渡し、会員がこれを借り受けるシステム及びこれに付随するシステム。

(3) Ha:mo RIDE 車両

弊社が会員に対して、本システムに関するサービスのために貸し渡す弊社指定の車両。Ha:mo RIDE 車両は、弊社が指定する超小型電気自動車（以下「Ha:mo RIDE 超小型電気自動車」といい、Ha:mo RIDE 超小型電気自動車のうち1人乗り4輪車を「P・COM」といいます）。

(4) Ha:mo RIDE サポートセンター

弊社又は弊社が指定する会社が運営する、会員による Ha:mo RIDE 車両の予約、予約変更・取消し、問い合わせ、緊急時の連絡、その他の本システムに関する会員とのインターネット、電話その他の方法による連絡を行うコンピュータ・システム及び問合せ窓口の総称。

(5) 本契約

本規約に基づき成立する本システムの利用に関する弊社と会員との間の契約。

(6) 個別契約

本規約に基づき、弊社と会員との間で締結する個別の Ha:mo RIDE 車両の貸借契約。

(7) 本認証技術

弊社が指定する、会員の本人認証のための技術である FeliCa。

(8) 本ID番号

弊社が指定する、本認証技術に基づき付与された固有のID番号。

(9) ICカード

本ID番号の読取機の読取部分に近接させることにより本ID番号を読み取らせることができるカードその他の媒体。

(10) 会員サイト

本システムの利用に供するための弊社指定のウェブサイト。

(11) ステーション

Ha:mo RIDE 車両の保管場所として弊社が指定する場所。

(12) 会員連絡先

会員が弊社に届け出た、利用可能な電話番号、電子メールアドレス又は住所等。

(13) コールセンター

弊社又は弊社が指定する会社が運営するコールセンター。

(14) 保険会社

弊社が付保している保険会社。

第2章 会員登録の申込み

第3条（会員登録のために必要な事項）

会員登録をするためには、次の物を予め準備する必要があります。

- (1) 自己の有効な日本国発行の普通自動車運転免許証
- (2) 自己の利用可能なスマートフォン（会員サイトの閲覧及び本システムを利用可能であり、かつ、電子メール及び電話での通話が可能なもの。以下「スマートフォン」といいます。）
- (3) 会員が利用を希望する場合、自己の有効なICカード
- (4) 自己の有効なクレジットカード（ただし、未成年者の場合は親権者名義の有効なクレジットカードを含む。）
- (5) 未成年者の場合、弊社所定の書式による親権者同意書
- (6) その他弊社が求める必要書類等の資料

第4条（会員登録）

会員登録の申込みは、申込者が、弊社指定の申込画面（以下「申込画面」といいます。）に必要事項を入力（以下「入力」といい、入力された情報を「入力情報」といいます。）し、これを弊社に発信（以下、電子メール又は電話等の通信手段で意思表示を発信することを「発信等」といいます。）することによりなされます。

2 弊社は、申込者が次の各号の一つにでも該当する場合には、会員登録を認めないことができるものとします。

- (1) 弊社との過去の契約に関し、料金の支払いを滞納しているとき。
- (2) 身体的にHa:mo RIDE 車両を安全に運転することが困難であると弊社が判断したとき。
- (3) その他、弊社が適当でないと認めたとき。

3 弊社は、申込者が会員登録を申込みにあたり、次の行為を求めることがあります。申込者が会員

登録をするには、弊社の求めに応じる必要があります。

- (1) 日本国発行の普通自動車運転免許証の写しの提出、謄写、又はこれに記載された情報の提供。
 - (2) 自己のスマートフォンの電話番号及び電子メールアドレスの届出。
 - (3) 自己または親権者（未成年者の場合）の有効なクレジットカードのカード番号その他同カード上に表示された事項の届出。ただし、弊社が不要であると特に認めた場合を除きます。
 - (4) 未成年者の場合、弊社所定の書式による親権者同意書の提出。
 - (5) その他弊社が求める必要書類の提出。
- 4 申込者は、会員登録に必要な弊社指定の講習を受講、若しくは弊社が定めた方法により Ha:mo RIDE 車両を利用する技能を有することが必要になります。この場合、当該技能を有するか否かは、弊社が判断致します。
 - 5 会員登録は、弊社が前項で定めた技能を有すると判断された申込者から入力情報を受領し、これを受けて弊社が会員登録を認めた旨の連絡を、メールその他の方法で、申込者が入力その他の方法により届け出していた連絡先に発信した時点（到達の有無を問いません。）で完了したものとし、これをもって申込者が会員登録したものとします。

第5条（会員カード）

弊社は、会員登録時に本人確認および開錠に利用できる Felica 対応の IC カードを貸与するものとします。

- 2 会員は、弊社が特に認めた場合、会員が所持する Felica 対応の IC カードを前項に定める IC カードとして利用することができます。その場合、IC カードの情報を弊社所定のシステムに登録する必要があります。会員は弊社から指定された方法に従い当該情報の登録を行うこととします。
- 3 会員は、弊社から貸与もしくは利用の許可を受けた IC カードを善良な管理者の注意義務をもって使用・保管するものとします。IC カードを第三者に使用させたり、変造または複製したりしないものとします。
- 4 会員は、IC カードの紛失、盗難、滅失または破損した場合、直ちに、別紙Aに記載の通り、その旨を Ha:mo RIDE サポートセンター又はコールセンターに届け出るものとします。
- 5 理由の如何を問わず、会員がその会員資格を失ったとき、または本サービスの提供が中止または終了したときは、弊社は第1項及び第2項に定める IC カードの利用に必要な登録情報を消去するものとします。会員は、第1項に定める IC カードの貸与を受けている場合には、弊社からの指示に従い、これを裁断の上廃棄するものとします。但し、弊社が会員に対し、IC カードの返還を求めたときは、会員はこれに従い直ちに貸与を受けた IC カードを弊社に返還するものとします。会員が当該届出を怠り又は遅延したことにより生じた損害（他人による不正使用によるものを含む）は、会員の負担となります。

第6条（会員の変更等）

会員は、申込画面に入力した内容その他申込みにあたり届け出た内容（以下「申込内容」といいます。）に変更が生じた場合、又は変更が生じることが明らかとなった場合、遅滞なくその旨を弊社に届出るものとします（以下この届出を「変更届出」といいます。）。

- 2 会員は、変更届出を、会員サイトに変更内容を入力する方法その他弊社が認めた方法で行うもの

とします。

- 3 弊社は、変更届出の内容が、本規約で定める会員の保証義務その他の義務の履行に疑義が生じるなど、本規約違反その他Ha:mo RIDE車両貸渡しの円滑な遂行に支障が生じると判断した場合には、本契約及び個別契約を解除することができるものとします。
- 4 会員が申込内容に変更が生じたにもかかわらず、変更届出を怠っていること（遅滞を含む。）が判明した場合、弊社は、会員に対し、本システムの提供を停止することができるものとします。なお、この場合、徴収済の料金がある場合であっても返還されないものとします。
- 5 変更届出の不履行（遅滞を含む。）のために弊社からの連絡が到着しない等会員に不利益が生じても、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第7条（会員の保証事項）

会員は、会員登録の申込みにあたり、次の各号に定める事項を弊社に対し約し保証すると共に、会員登録期間中、これらの事項を維持することを約束します。

- (1) 会員が、有効な普通自動車運転免許を保有していること、その他申込内容（変更届出をした場合には、その届出内容）を維持すること。
- (2) 会員は、常に善良なる管理者の注意をもってHa:mo RIDE車両を使用し、交通関係諸法規を守り安全運転と事故防止に努め車両の保全に万全の注意を払うこと。
- (3) 申込内容について、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがないこと、及び申込内容に変更が生じた場合は直ちに本規約に基づく変更届出をすること。
- (4) 個別契約期間中、自己のスマートフォンを手元に所持して、弊社に届け出た会員連絡先により、Ha:mo RIDEサポートセンター、コールセンター及び保険会社との間で連絡が可能な状態を維持すること。
- (5) 過去に弊社又は他社との間の自動車のリース及びレンタカー契約もしくはカーシェアリングサービスに係る契約において、利用料金等の未払いをしたことがなく、かつ、本規約に定める禁止事項の違反歴が無いこと。
- (6) 会員が暴力団、暴力団関係団体の構成員もしくは関係者又はその他の反社会的勢力に関与する者でないこと。
- (7) 会員登録しているクレジットカードが利用可能な状態であること。
- (8) Ha:mo RIDE車両を利用・運転する者は、予約した会員本人であること。
- (9) 以上のほか、本規約の規定および法令を遵守すること。

第3章 Ha:mo RIDE 車両の予約及び貸渡し

第8条（予約の申込み及び変更）

会員は、Ha:mo RIDE超小型電気自動車を使用するにあたって、Ha:mo RIDE超小型電気自動車の借受けを希望するステーション名、返還を希望するステーション名その他弊社が定める事項に関する借受けにあたって希望する条件（以下「借受条件」といいます。）を明示のうえ、Ha:mo RIDEサポートセンターに対して、インターネットその他弊社所定の方法により、個別契約の予約を申込むものとし、弊社は、他の予約状況等を勘案し、可能な範囲で、この予約に応じるものとします。会員は、予約が承

認められない場合であっても、弊社に対し、異議申立てないし損害賠償請求を行わないものとします。なお、次条に定めるとおり、予約成立時点から30分（以下「個別契約成立可能時間」といいます。）までの間に個別契約が成立しなかった場合には、自動的に予約が取り消される取扱いとなるため、会員は、個別契約成立可能時間内に個別契約を成立させることを前提として、予約を申し込まなければなりません。

- 2 弊社は、前項の申込みに対して、予約の承認の有無を、弊社所定の方法で会員に対し発信等いたします。この発信等の時点で予約が成立したものとします。
- 3 会員は、個別契約成立可能時間の終了時（その時点以前に個別契約が成立した場合には、その成立時）の前であれば、借受条件の変更（予約取消しを除きます。以下本条において同じ。予約取消しについては次条が適用されます。）について、弊社所定の方法で、変更を希望する旨を速やかに、別紙Aに記載の通り、Ha:mo RIDEサポートセンター又はコールセンターに連絡し、変更の可否等の確認を求めることができます。この場合、弊社は、任意の判断により変更を承認するか否かを判断し、変更を承諾する場合には会員連絡先にその旨を発信等いたします。この発信等がなされた時点において、予約内容が変更されたものとします。弊社が予約変更を承諾しない場合には、予約の取消しがなされない限り、従前の予約内容が維持されているものとみなされます。会員は、弊社が変更を承諾しない場合であっても、弊社に対し、異議申立てないし損害賠償請求を行わないものとします。
- 4 弊社は、会員の予約内容をそのまま維持することが困難又は不適當であると判断した場合には、会員連絡先に発信等する方法により、予約内容の変更を求めることができます。会員が弊社の指定した時刻（指定がなされていない場合には個別契約成立可能時間の終了時（その時点以前に個別契約が成立した場合には、その成立時））までにこの変更を了承する旨をHa:mo RIDEサポートセンター又はコールセンターに発信等して到達した場合には、予約内容の変更がなされたものとし、この時刻までに変更を了承する旨の連絡がHa:mo RIDEサポートセンター又はコールセンターに到達しなかった場合には、弊社は、何らの発信等をすることなく、予約の承認を撤回することができます。その場合、会員は弊社に対し、異議申立てないし損害の賠償を請求しないものとします。

第9条（予約の取消し等）

会員は、個別契約成立可能時間の終了時（その時点以前に個別契約が成立した場合には、その成立時）の前であれば、予約の取消しができます。会員は、予約の取消しをする場合には、弊社所定の方法で、予約の取消しをしなければなりません。

- 2 個別契約成立可能時間の終了時を経過しても個別契約が成立しない場合には、自動的に予約が取り消されるものとします。かかる場合には、会員は弊社に対し、料金表に定める予約取消料を支払わなければなりません。
- 3 弊社は天災地変その他の不可抗力により会員の予約に応じられない場合、本システムの不具合若しくは運営上のやむを得ない事情が生じた場合、又は貸渡予定のHa:mo RIDE超小型電気自動車の事故、盗難、リコール、その他の事由が発生した場合で、予約されたHa:mo RIDE超小型電気自動車の貸渡しが困難であると判断した場合には、予約内容の変更を求めることなく、会員連絡先に発信等する方法により、予約の承認を撤回することができるものとします。また、弊社が、会員

連絡先に発信等することが困難であると判断した場合には、発信等することなく予約の承認を撤回することができるものとします。いずれの場合であっても、会員は弊社に対して、異議申立てないし損害の賠償を請求しないものとします。

第10条（貸渡手続）

弊社は、成立した予約内容に基づき、ステーションにおいて、Ha:mo RIDE超小型電気自動車を会員に貸し渡し、会員はこれを借り受けるものとします。

- 2 Ha:mo RIDE超小型電気自動車の貸渡しは、予約した会員自らが、予約したステーションにおいて、自らのICカードを読取機に接触若しくは近接させ、又は、自己のスマートフォンを利用して利用開始操作を行い、Ha:mo RIDE超小型電気自動車が利用可能となった時点で個別契約が成立するものとします。
- 3 会員は、個別契約が成立した時点をもって、料金表に定める貸渡料金の支払義務が発生することに承諾するものとします。

第11条（個別契約の解除等）

弊社は、会員へのHa:mo RIDE車両貸渡中において、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、当該会員に事前に通知又は催告することなく、個別契約を解除し、直ちに当該Ha:mo RIDE車両の返還を請求するなど必要な措置を講じることができるものとします。なお、この解除をもって、会員の損害賠償義務及び貸渡料金支払義務が免除されるものではありません。

- (1) 会員がHa:mo RIDE車両貸渡中に本規約に違反した場合。
- (2) 会員がHa:mo RIDE車両貸渡前に本規約に違反していたことが判明した場合。
- (3) その他会員へのHa:mo RIDE車両の貸渡しを継続することが相当でない事由があると弊社において判断した場合。

第4章 返 還

第12条（Ha:mo RIDE 車両の返還手続等）

会員は、借り受けたHa:mo RIDE車両をステーションに返還しなければなりません。

- 2 会員がHa:mo RIDE車両をステーションに返還し、弊社指定の返還手続が完了した時点で、個別契約が終了するものとします。
- 3 会員は、Ha:mo RIDE車両の返還にあたり、通常の使用による磨耗を除き、借り受けた状態で返還するものとし、当該車両の損傷、備品の紛失等については、会員が自らの責に帰すべからざる事由によることを立証したとき以外は、当該車両を借り受けた状態に回復するために要する一切の費用を負担するものとします。
- 4 会員は、Ha:mo RIDE車両の返還にあたって、当該車両内に遺留品がないことを確認して返還するものとし、弊社は返還後の遺留品について何ら責任を負いません。
- 5 弊社は、Ha:mo RIDE車両の利用状況について、問合せを行うことがあり、弊社が返還の請求を求めた場合は、直ちに返還するものとします。

第13条 (Ha:mo RIDE 車両の返還が困難になった場合の手続等)

会員は、Ha:mo RIDE車両の借受中において、その過失の有無にかかわらず、事故、故障、盗難その他 Ha:mo RIDE車両を正常に運転できない場合、直ちに、別紙Aに記載の通り、保険会社にその旨を連絡し、その後の対応について指示を受け、その指示に従わなければなりません。なお、本規約で別段の定めがない限り、この手続を履行したことをもって、本規約で定める超過料金等の支払義務を免除するものではありません。

- 2 会員は、前項に該当し、ステーションに返還することが困難であるため、弊社がHa:mo RIDE車両を回収するための作業をした場合（会員の探索等も含む。）には、本規約で別段の定めがない限り、会員は、当該車両の回収に要した費用その他弊社に発生した全ての費用を賠償するものとします。

第14条 (Ha:mo RIDE 車両が返還されない場合の処置)

弊社は、会員が借り受けたHa:mo RIDE車両を返還せず、かつ弊社の返還請求に応じないとき、又はその会員の所在が不明等乗り逃げされたものと認めるときは、刑事告訴を行うなど法的手続きのほか、会員の氏名、住所、運転免許証番号等を他のカーシェアリング事業者へ報告及び社団法人全国レンタカー協会情報管理システム（以下「全レ協システム」という。）に登録する等の措置をとることができるものとします。これらの手続・措置に必要な費用について、会員は賠償義務を負います。

第5章 貸渡料金等

第15条 (貸渡料金等)

本契約に基づき会員が負担する料金は弊社が別に定める料金表のとおりとします。

- 2 会員は、Ha:mo RIDE車両を利用した月に係る貸渡料金および予約取消料が発生した場合は予約取消料を合算した額を、クレジットカード発行会社の会員規約に基づき弊社に対して支払うものとします。なお、クレジットカード発行会社の会員規約が解除されるなど、クレジットカード発行会社が会員に対して請求をしないことを弊社が確認した場合には、弊社が直接、会員に対して請求することがあり、会員はこれを承諾するものとします。
- 3 会員は、Ha:mo RIDE車両の借受中において、事故、故障、盗難その他Ha:mo RIDE車両を正常に運転できなくなった事情がある場合であっても、その過失の有無にかかわらず、個別契約で成立した借受条件に基づく貸渡料金を支払わなければなりません。但し、当該事情の発生が弊社の責めに帰すべき事由を原因とする場合を除きます。
- 4 弊社は、第1項に定めるほか、本契約に基づき会員が負担することが定められている休車補償料、修理実費その他の金員を、会員に直接請求する権利を有します。会員は、この請求がなされた場合、弊社にこれを支払うことといたします。
- 5 以上のほか、会員は次の定めに従うものとします。
 - (1) 会員が支払うべき貸渡料金を含む利用料金（以下本条において「利用料金」といいます。）を、会員が指定するクレジットカード（以下「指定カード」という）で、指定カードの発行会社の規約に基づき支払うこと。
 - (2) 会員から弊社に申出をしない限り、継続して利用料金を指定カードにより支払うこと。

- (3) 指定カードの会員番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なく弊社にその旨を連絡すること。
- (4) 指定カードの発行会社により、会員が弊社に届け出た会員番号・有効期限が更新された場合であっても、請求された利用料金を異議なく支払うこと。
- (5) 指定カードの会員番号や有効期限が変更となった場合、会員に事前に通知することなく、新しい会員番号や有効期限が指定カードの発行会社より弊社に通知されても異議がないこと。
- (6) 指定カードの発行会社から、指定カードによる利用料金の支払契約を解除されても異議がないこと。
- (7) 弊社が、会員に対して有する貸渡料金の売上債権を、貸渡料金が発生する都度、指定カード発行会社の定める第三者（以下本条において「譲渡先」といいます。）に譲渡することがあること。
- (8) 譲渡先から指定カード発行会社に対して、債権買取代金の支払いが行われない場合、その理由の如何を問わず、本規約等に従い、取り扱われること。
- (9) 理由の如何を問わず、弊社が指定カード発行会社に対して売上データを提出した利用料金の売上債権に対する債権買取代金の支払いが行われなかった場合には、以後、将来において発生する利用料金の売上債権について、弊社が指定カード発行会社に対して債権譲渡を行わない可能性があること、また、仮に譲渡の効力が生ずる場合には弊社に対して再譲渡されることがあること。

第6章 管理責任等

第16条（定期点検整備）

弊社は、道路運送車両法に基づく定期点検整備を実施したHa:mo RIDE車両（同法の適用対象とならないHa:mo RIDE車両については、弊社において自主的に定期点検整備をしたもの）を貸渡すものとします。

第17条（日常点検整備）

会員は、Ha:mo RIDE車両を借り受ける都度、道路運送車両法に定める日常点検（同法の適用対象とならないHa:mo RIDE車両については、弊社において指定する日常点検）を実施するものとします。

- 2 会員は、前項の日常点検整備において、Ha:mo RIDE車両に整備不良を発見した場合は、直ちに、別紙Aに記載の通り、Ha:mo RIDEサポートセンター又はコールセンターに連絡するものとします。
- 3 会員が前項に従った連絡を行わなかった場合において、当該Ha:mo RIDE車両の利用終了後に傷・凹み・汚損等が見つかったときは、当該傷等は借受開始後に生じたものとみなすものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。
- 4 法令で定められた整備品（初心者運転標識、高齢者運転標識など）は、会員がその費用と責任において確保した上で適正に装着するものとし、弊社は一切責任を負わないものとします。
- 5 第16条、第17条に定める点検整備を行ったにもかかわらず発生した故障等によりHa:mo RIDE車両を使用できなかった場合、これにより生ずる損害については、弊社は一切責任を負わないものとします。

第18条（管理責任）

会員は、Ha:mo RIDE車両の借受けから返還までの間、善良な管理者の注意をもって当該車両を使用・

保管する義務を負うものとします。

- 2 会員は、Ha:moRIDE車両の使用に関する講習ビデオ、マニュアル及び本利用規約を遵守し、正しく操作、使用するものとします。
- 3 会員は、Ha:mo RIDE車両のほか、その利用にあたり、ステーション等の弊社設備ならびに第三者の財産を破損または滅失させた場合、直ちに、別紙Aに記載の通り、Ha:mo RIDEサポートセンター又はコールセンターにその旨を報告しなければならないものとします。なお、Ha:mo RIDE車両の破損とは、汚損や臭気の発生等を原因として会員による快適な利用が妨げられる状態に至ることを含みます。
- 4 会員は、前項の場合において弊社又は第三者に損害が発生した場合には、その修復に要する費用その他これにより生じた損害（機会損失を含むが、これに限定されない）を直接賠償するものとします。
- 5 Ha:mo RIDE車両の予約は、利用時間、利用距離、Ha:moRIDE車両の充電状況、その他道路状況を考慮して、会員が自らの判断と責任において行うものとします。
- 6 利用開始時に十分な充電量が確保できていない場合においても、会員は弊社に対し何ら異議を申立てないものとします。
- 7 Ha:moRIDE車両の借受中において、会員の判断で有料駐車場を利用した場合は会員の自己負担とします。

第19条（禁止行為）

会員は、Ha:mo RIDE車両の借受中、次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 弊社の承諾および道路運送法に基づく許可等を受けることなく、Ha:mo RIDE車両を自動車運送事業またはこれに類する目的に使用すること。
- (2) Ha:mo RIDE車両を個別契約を成立させた会員本人以外の者に使用させ、もしくは転貸し、または他に担保の用に供する等弊社の権利の侵害、または本システムの運営の障害となり、あるいは、侵害、障害となる恐れのある一切の行為をすること。
- (3) Ha:mo RIDE車両の自動車登録番号標または車両番号標を偽造もしくは変造し、または当該車両を改造もしくは改装する等、その原状を変更すること。
- (4) 弊社の承諾を受けることなく、Ha:mo RIDE車両を各種テストもしくは競技に使用し、または他車の牽引もしくは後押しに使用すること。
- (5) 法令または公序良俗に違反してHa:mo RIDE車両を使用すること。
- (6) 弊社の承諾を受けることなく、ステーション以外の場所にHa:mo RIDE車両を返還すること。
- (7) 交通関係法規等の法令等に違反すること。
- (8) 弊社所定の車両取扱い説明書等に記載された内容に違反すること。
- (9) Ha:mo RIDE車両を日本国外に持ち出すこと。
- (10) 乗入れが禁止されている公園等や危険個所その他不適当な場所でHa:mo RIDE車両を使用すること。
- (11) 歩行者などの通行障害となるような場所でHa:mo RIDE車両を使用しまたは駐車すること。
- (12) 条例が定める自動車放置禁止区域または自転車等放置禁止区域内にHa:mo RIDE車両を駐車

すること。

- (13) 許可を得ずして私有地にHa:mo RIDE車両を駐車すること。
- (14) Ha:mo RIDE車両に故障その他の不具合が発生しているにもかかわらず、その使用を強行すること。
- (15) その他本規約に違反する行為をすること。

第20条（賠償責任の制限）

会員は、Ha:mo RIDE車両の故障、走行用電池の電池切れや通信障害等によりHa:mo RIDE車両を使用できなかったことにより損害（借受時間中の故障等に伴い他の代替交通手段を利用した場合の費用も含む）が生じても、弊社に対してその損害の賠償を請求することができないものとします。

第21条（駐車違反、その他道路交通法違反の場合の措置等）

会員は、Ha:mo RIDE車両の借受中に道路交通法に定める駐車違反をしたとき、自ら違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭するとともに、会員は、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、当該駐車違反に伴うレッカー移動、保管、引取り等の諸費用を負担するものとします。

- 2 前項の場合において警察等から弊社に対して駐車違反について連絡があった場合、弊社は会員に連絡し、速やかにHa:mo RIDE車両を弊社所定の場所に移動させ、弊社が指示する時まで違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、当該違反についての反則金等を納付する等の事務手続きを行うよう指示し、会員はこれに従うものとします。
- 3 前項の手続を行ったことによっても、会員は当該超過部分について料金表に定める超過料金を支払うものとします。
- 4 弊社は、弊社が必要と認めた場合、警察および公安委員会に対し、借受時間、会員に貸し渡したHa:mo RIDE車両の登録番号等の情報が記載されたデータ等の資料を提出することができるものとし、会員は、これに同意するものとします。
- 5 会員が法定期間内に、駐車違反に係る反則金または諸経費を納付せず、弊社が当該駐車違反に係る放置違反金または諸費用（会員の探索またはHa:mo RIDE車両の引取りに要した費用を含むが、これらに限られない）を負担したときは、会員が当該費用を弊社に対して支払うものとします。
- 6 弊社は、会員が本条に違反したときは、弊社は、Ha:mo RIDE車両の利用を停止することができるとともに、弊社は、会員の氏名、住所、運転免許証番号等を他のカーシェアリング事業者へ報告及び全レ協システムに登録する等の措置をとることができるものとします。
- 7 前項に規定により、本システムの利用が停止された場合でも、会員は、貸渡料金の支払義務を免れません。
- 8 会員がその他道路交通法に違反した場合、会員は自己の責任によりこれを解決し、これにより生ずる損害については、弊社は一切責任を負わないものとします。

第22条（個人情報の取扱い）

個人情報とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含まず）をいいます。

2 弊社は、第3項で定める目的のために、次の各号で定める情報に含まれる、利用者の個人情報を取得します。

- (1) 会員登録の申込みの際にご登録いただいた一切の情報。
- (2) 本システムの利用に際しご提供いただいた情報およびその利用状況に関する情報。
- (3) ステーションに設置された監視カメラで撮影された情報。
- (4) 弊社の定める任意のタイミングで取得する会員の予約状況およびHa:mo RIDE車両に関する情報（位置情報・走行距離情報・警告等表示情報を含みますがこれに限りません。以下「車両状態情報」といいます。）。

3 弊社は、取得した個人情報を安全に管理し、法令の規定に従って、本システムの実施期間内において以下の利用目的で利用できるものとし、会員はこれに同意します。

- (1) 会員への課金。
- (2) 会員へのお知らせ等の発送・発信。
- (3) 本システムに関連するサービスの提供。
- (4) 会員の車両状態情報を統計処理・分析し、会員を含む第三者への情報提供サービス（交通情報など）。
- (5) 商品・サービスの企画・開発等あるいはお客様満足度向上策等の検討のための、会員へのアンケート調査。
- (6) 弊社においてその契約管理を適切に行うため、また、法令等により必要となる管理を適切に行うための事項。
- (7) 弊社から、事業運営に関する情報をダイレクトメール、電子メール等により案内するための事項。
- (8) 会員によりよいシステムを提供するためなど、さらなる会員の満足のためのマーケティング分析のための事項。
- (9) 監視カメラで撮影された情報のみ、防犯等に活用する目的。
- (10) 以上のほか会員の個人情報取得の時点で会員サイト上に明記された目的。

4 弊社は、本システムに関する業務を個別サービス提供事業者に委託することがあります。弊社が当該委託先に対し、会員が本システムに基づくサービスを利用するにあたり必要な個人情報を開示する場合、当該委託先における個人情報の安全な管理について責任をもって監督し、個人情報の漏洩・滅失等の防止に努めるものとします。

5 弊社は、Ha:mo RIDE サポートセンターコールセンターへのお問い合わせおよびご相談内容について、通話のモニタリングや録音をして、以下の目的に使用します。

- (1) お問い合わせ内容の確認
- (2) お客様対応の品質およびお客様満足度向上

6 弊社は、次に記載する項目に関する利用者の個人情報を、次の提供先に提供することがあり、会員はこれに同意します。

- (1) 提供先

トヨタ自動車株式会社、株式会社トヨタ IT 開発センター、株式会社現代文化研究所

(2) 提供先の利用目的は次のとおり

①商品・サービス等の企画・開発あるいは品質向上の為の活用。

②利用者に、商品の企画・開発あるいはお客様満足度向上策等の参考にする目的で行うアンケート調査の実施。

(3) 項目は次のとおり

本システムの利用状況・車両状態情報・利用者の氏名・住所・生年月日・電話番号・メールアドレス・性別・本 I D 番号・職業区分・通勤通学先・入会時アンケート

(4) 提供方法は次のとおり

データの送信、記録媒体での送付または書類を送付する方法により提供。

7 弊社は、会員または第三者の重大な利益を保護するために必要と判断する場合、または弊社が従うべき法的義務のために必要がある場合は、会員の個人情報を開示することがあり、会員はあらかじめこれを承諾します。

8 会員は、弊社が取得した自己の個人情報について、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより弊社に対して開示するよう請求することができるものとします。万が一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、速やかに訂正または削除に応じます。

9 会員の個人情報に関するお問い合わせ先は Ha:mo RIDE サポートセンターまでご連絡ください。

【Ha:mo RIDE サポートセンター】

TEL 0800-123-8008

10 事業者及び個人情報保護管理者は次に記載します。

【事業者】

ユーピーアール株式会社

【個人情報保護管理者】

Ha:mo RIDE 事業担当部門長

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 1-3-2 内幸町東急ビル 12 階

TEL 03-3593-1723 URL: <http://www.upr-carshare.jp/>

第 2 3 条 (車両位置情報システム)

会員は、Ha:mo RIDE 車両に G P S 機能を有する車両位置情報システムが搭載されており、弊社所定のシステムに当該車両の現在位置、通行経路等が記録されること、および弊社が当該記録を以下の定める場合において利用することを同意するものとします。

(1) 個別契約の終了時に Ha:mo RIDE 車両がステーションに返還されたことを確認する場合。

(2) 事故、故障、盗難その他 Ha:mo RIDE 車両を正常に運転できない事情が生じた場合その他弊社の運営上、Ha:mo RIDE 車両の現在位置、通行経路等、G P S 機能を利用することにより弊社において管理する必要があると弊社が判断した場合。

(3) 会員によりよいシステムを提供するため等、さらなる会員その他顧客満足のためのマーケティング分析に利用する場合。

(4) 法令や政府機関等により開示を要求された場合。

第7章 事故の処置等

第24条（事故処理）

会員は、Ha:mo RIDE車両の借受中に、当該車両に係る事故が発生したときは、事故の規模にかかわらず、法令上の措置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。

- (1) 直ちに事故の状況等を、別紙Aに記載の通り、保険会社に連絡し、保険会社又は弊社の指示に従うこと。
 - (2) 当該事故に関し、弊社および弊社が付保している保険会社が必要とする書類または証拠となるものを遅滞なく提出すること。
 - (3) 当該事故に関し、第三者と示談または協定を締結するときは、あらかじめ弊社および弊社が付保している保険会社の承諾を受けること。
 - (4) Ha:mo RIDE車両の修理は、弊社が承諾した場合を除き、弊社の指定する工場で行うこと。
- 2 会員は、前項によるほか自らの責任において事故の解決を行うものとします。
 - 3 弊社は、Ha:mo RIDE車両に係る事故の処理について助言を行うとともにその解決に協力するものとします。

第25条（盗難の処理）

会員は、Ha:mo RIDE車両の借受中に当該車両の盗難の被害に遭った場合は、次に定める処置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄りの警察署に盗難被害の事実およびその状況を通報すること。
- (2) 直ちに盗難の被害の事実およびその状況を、別紙Aに記載の通り、Ha:mo RIDEサポートセンター又はコールセンターへ連絡し、その指示に従うこと。
- (3) 盗難に関し、弊社および弊社が付保している保険会社が必要とする書類または証拠等を遅滞なく作成し、提出すること。

第26条（故障時の処理）

会員は、借受中にHa:mo RIDE車両の故障または異常を察知したときは、直ちに運転を中止し、その旨を別紙Aに記載の通り、Ha:mo RIDEサポートセンター又はコールセンターに連絡するとともに、その指示に従うものとします。

- 2 Ha:mo RIDE車両の故障または異常が会員の故意または過失による場合、会員は、当該車両の引き取りおよび修理に要する費用を負担するものとします。
- 3 会員は、貸渡し前または借受中にHa:mo RIDE車両の故障または異常により当該車両を使用できなかったことにより生じる損害（他の代替交通手段を利用した場合の費用を含む）については、弊社に対しその賠償を請求しないものとします。
- 4 弊社は、Ha:mo RIDE車両の故障または異常が、貸渡し前に存在した当該車両の瑕疵によるものである場合、当該会員に対して貸渡料金等を請求しないものとします。

第27条（休車補填料）

会員は、故意または過失によりHa:mo RIDE車両に事故、盗難、故障を生じさせ、それにより当該Ha:mo RIDE車両の利用を困難とし、弊社に損害を与えた場合、料金表に定める休車補填料を支払うものとなります。なお、休車補填料を支払った場合であっても、それ以外の損害賠償責任を何ら免れるものではありません。

第28条（補償）

弊社は、Ha:mo RIDE超小型電気自動車について下記の条件のとおり損害保険（以下「本保険」といいます。）を付保するものとし、会員が負担した第三者又は弊社に対する損害賠償責任を次の限度内でてん補するものとし、

- (1) 対人補償 1名限度額 無制限
 - (2) 対物補償 1事故限度額 無制限
 - (3) 人身傷害補償 1名限度額 3,000万円
- 2 本保険の免責分については、会員の負担とします。
- 3 警察およびHa:mo RIDEサポートセンターに届出のない事故、もしくは会員がこの約款に違反して発生した事故による損害については、本保険および弊社の補償制度による損害てん補が受けられないことがあることを会員は異議なく承諾します。
- 4 第3項のほか、本保険の保険約款の免責事項（保険金が支払われない場合）に該当する場合、第1項に定める保険・補償は適用されないものとし、これらの損害については、会員がすべて負担するものとし、

第29条（不可抗力事由による免責）

弊社は、天災地変その他の不可抗力の事由により、会員からHa:mo RIDE車両が返還されなかった場合は、これにより生ずる損害について会員の責任を問わないものとし、

- 2 会員は天災地変その他の不可抗力の事由により、弊社がHa:mo RIDE車両の貸し出しをすることができなくなった場合であっても、これにより生じた損害について弊社に対してその損害の賠償を請求することができないものとし、弊社は、この場合、可能な範囲で会員に連絡するものとし、

第8章 契約の終了

第30条（有効期間と退会）

本契約の有効期間は、契約締結日から起算して1年間を契約期間とし、契約期間満了後は定期契約更新月から12ヶ月間が新たな契約期間として自動更新され、以降も同様に契約期間が自動更新されるものとし、

- 2 前項にかかわらず、会員は、会員サイトから退会手続を行うことにより、本契約の解約とします。
- 3 会員は、退会するときは、弊社に対して負っている債務の全額を速やかに支払うものとし、

第31条（本契約の解除）

弊社は、会員が次の各号の一にでも該当したときは、何らの通知、催告をすることなく本契約を解除することができるものとします。

- (1) 会員が本契約に基づき支払義務を負担する料金の支払いを一回でも遅滞したとき、または、その他弊社に対する債務の履行を遅滞したとき。
- (2) 会員の指定したクレジットカードや支払口座の利用が停止されたとき。
- (3) 会員が破産及び民事再生等の倒産処理手続の申立て原因を生じ、またはこれらの申立を受けもしくは自ら申立をしたとき。
- (4) 会員が債務者として、差押え・仮差押え・強制執行・競売処分・租税滞納等の処分を受け、またはこれらの申立を受けたとき。
- (5) 会員の財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- (6) 本規約、その他、弊社との間の契約に違反したとき。
- (7) Ha:mo RIDE車両の使用において、交通事故（自損、物損、人損を問わない。また、会員の過失の有無を問わない。）を起こしたとき。
- (8) 本契約に基づき、会員が弊社に保証する事項について、いずれかに違反する事実が明らかとなった場合、またはいずれかに違反するおそれが高いと弊社において認めたとき。
- (9) その他Ha:mo RIDE車両の使用の継続が不相当であると弊社が判断したとき。

2 会員は前項により本契約が解除となった場合、弊社に生じた一切の損害を賠償するものとします。

第32条（不可抗力事由による本契約の中断または中途終了）

天災地変その他の不可抗力の事由により、Ha:mo RIDE車両又は本システムの全部又は一部が使用不能となり、これにより本システムの提供が困難であると弊社が判断した場合には、会員に何らの通知をしなくとも、弊社は本契約を中断または終了することができるものとします。この場合、会員は、弊社に対して損害賠償を請求しないものとします。

第9章 雑則

第33条（Ha:moポイントの付与）

会員が弊社の指定する特定の行動（以下、「対象行動」といいます）を行った場合、会員は、Ha:moポイントの付与を受けることができます。

2 対象行動の内容、ポイントの付与数、その他ポイントの付与に関する事項は、弊社が決定し、弊社が定める所定のサイトにおいて会員に告知します。

3. Ha:moポイント制度の変更、中止等により、会員がポイントの付与・使用を受けることができなくなった場合に当該会員に生じた損害について、弊社は一切責任を負わないものとします。

第34条（Ha:moポイントの取消・失効）

会員が次の各号のいずれかに該当すると弊社が判断した場合、弊社は会員に事前に通知することなく、会員が保有するポイントの一部又は全部を取り消し・失効することができます。

- (1) 本利用規約に違反した場合

- (2) 会員が当該付与にかかる対象取引等について返品、キャンセル、変更を行った場合、またはシステムトラブル、不正利用その他正常ではない方法でポイントが付与された場合
- (3) Ha:mo RIDE 会員を退会した場合
- (4) Ha:mo ポイントが、弊社が別途定める有効期間満了になった場合
- (5) その他弊社が会員に付与されたポイントを取り消すことが適当と判断した場合

2 弊社は、前項の規定により弊社が取り消したポイントについて何らの補償も行わず、一切の責任を負いません。

第35条（Ha:moポイントに関する免責）

弊社は、本サービスの運用にその時点での技術水準を前提に最善を尽くしますが、障害が生じないことを保証するものではありません。天災地変、通信回線やコンピュータ等の障害によるシステムの中断、遅滞、中止、データの消失、ポイント利用に関する障害、データへの不正アクセスにより生じた損害、その他本サービスに関してユーザに生じた不利益または損害について、弊社は一切の責任を負わないものとします。

2 Ha:mo ポイントを利用する場所の通信環境により、本サービスの一部または全部を利用できないことがあります。これによってユーザに生じた不利益または損害について、弊社は一切の責任を負わないものとします。

3 弊社は、ユーザが本サービスを通じて得る情報などについて、その完全性、正確性、確実性、有効性において一切の責任を負わないものとします。

第36条（反社会的勢力との関係遮断）

会員は、弊社に対して、以下の各号の事項を表明し、確約します。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者等、暴力・威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと。
- (2) 本システムの利用に関して自ら又は第三者を利用して、以下の行為をしないこと。
 - ①暴力的な要求行為。
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③本システムの利用に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - ④虚偽の風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
 - ⑤その他前記に準ずる行為。

第37条（表明違反の措置）

弊社は、会員が前条の確約事項のいずれかに反することが判明した場合には、会員に対し何らの催告を要せずして、直ちに本契約または個別契約を解除することができます。

2 前項に基づく本契約の解除に起因し、又は関連して会員に損害等が生じた場合であっても、弊社は、何ら責任を負わないとともに、弊社に損害等が生じた場合、会員に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

第38条（規則の変更）

弊社は、会員に予告することなく、本規約を改定することが出来るものとします。

2 弊社は本規約を改定する場合はその効力が生じる14日前までに会員サイトに表示し、または会員連絡先に発信等する方法により告知するものとします。また、会員は当該効力発生日までに本契約を解除しない場合には、本規約の改定に同意したものと見なします。

第39条（消費税等）

会員は、本規約または個別契約に基づく金銭債務に課せられる消費税（地方消費税を含む）を別途弊社に対して支払うものとします。

第40条（遅延損害金）

会員は本規約または個別契約に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、弊社に対し年率14.6%（1年を365日とする日割計算による）による遅延損害金を支払うものとします。

第41条（権利義務譲渡の禁止）

会員は、会員の地位その他本規約に基づく権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできません。

第42条（準拠法）

本契約または個別契約の準拠法は日本法とします。

第43条（専属的合意管轄）

本契約または個別契約に基づく権利および義務について紛争が生じたときは、弊社の本社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（付則） 2021年8月3日改訂

《別紙A》

連絡時間	連絡先	電話番号
毎週火曜・水曜：12時～17時 毎週土曜・日曜：10時～18時 ※毎週月曜・木曜・金曜：休業 ※時期により変動の場合あり	Ha:mo RIDEサポートセンター	0800-123-8008
24時間受け付け	Ha:mo RIDEコールセンター	
事故発生時	保険会社（東京海上日動）	0120-119-110

以上